

○木更津市広告掲載に関する要綱

平成20年7月1日

告示第139号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市と民間企業等との協働を図るとともに、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域の活性化を図るため、市の印刷物や公共施設等の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告の掲載に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 市の広報紙、パンフレット、ホームページ、市の公共施設等広告掲載が可能なものをいう。
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。
- (3) 部等 木更津市行政組織条例（昭和46年木更津市条例第28号）第2条に規定する部及び室、消防本部、会計室、教育部（学校その他の教育機関のうち教育委員会が所管するものを含む。）、議会事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局並びに監査委員事務局をいう。

(広告掲載の範囲)

第3条 広告掲載できる広告は、市民生活に関連したものとする。ただし、次に掲げる業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項の規定により、風俗営業と規定されている業種及びこれに類するもの
- (2) 消費者金融及びこれに類する業種に係るもの
- (3) たばこ製品に係るもの
- (4) ギャンブルに係るもの（公営競技又は当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）に規定する宝くじに係るものを除く）
- (5) 法律の定めのない医業類似行為を行うもの
- (6) 占い、運勢判断その他これらに類するもの
- (7) 市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止措置を受けているもの
- (8) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業に該当

するもの

- (9) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）で、連鎖販売取引と規定される業種
- (10) 社会問題を起こしている業種や事業者
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団及び暴力団員並びにこれらと関係を有している事業者
- (12) 債権取立て、示談引受けなどを行う事業者
- (13) 法令等に基づく必要な許可等を受けていない事業者
- (14) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更正手続中の事業者
- (15) 興信所、探偵事務所その他これらに類する事業者
- (16) 市税を滞納している事業者

2 前項に掲げるもののほか、次のいずれかに該当するものの広告は掲載しない。

- (1) 公の秩序若しくは善良な風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 市の信用又は品位を害するおそれがあるもの
- (4) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (5) 意見広告又は個人の宣伝に関するもの
- (6) その他市長が不適當であると認めるもの

3 前項に定めるもののほか、広告掲載に関する基準は、市長が別に定める。

（広告の規格等）

第4条 広告の規格及び枠数、広告掲載料、広告掲載の位置、広告掲載の期間等は、当該広告媒体ごとに所管する部等の長が別に定める。

（広告の募集）

第5条 市長は、市のホームページ、広報きさらづ等により広告の募集を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該広告媒体を所管する部等の長は、その広告媒体の性質に応じて募集を行うことができる。

3 当該広告媒体を所管する部等の長は、広告掲載希望者が募集枠に満たないときは、第1項の規定にかかわらず、個別に広告掲載の案内をすることができる。

（広告の申込み）

第6条 広告掲載を申込みしようとする者（以下「申込者」という。）は、広告掲載申込書

(別記第1号様式)に次に掲げる書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 広告掲載する広告の原稿案
- (2) 業務内容等が分かるもの
- (3) 市税の滞納がないことを証する書類(市税完納証明等)又は市税納付(滞納)状況調査についての同意

(広告掲載の決定)

第7条 市長は、前条に規定する申込書の提出を受けた場合は、広告掲載の可否を決定し、その結果を広告掲載決定通知書(別記第2号様式)により申込者に通知するものとする。

- 2 市長は、掲載の決定を行うに際して、広告の内容、デザイン、形状等の変更を指示し、又は必要な条件を付することができる。

(広告掲載の順位)

第8条 市長は、広告掲載が適当と認められる申込者が予定の枠数を超えたときは、次に掲げる順序に従い、広告掲載の可否を決定する。ただし、競争入札による場合はこの限りでない。

- (1) 第1順位 市内に事業所等を有するもの
- (2) 第2順位 前号に掲げる以外のもの

- 2 前項の場合において、申込者が同順位で複数いる場合は、抽選により決定する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、当該広告媒体を所管する部等の長は、広告掲載の順位を別に定めることができる。

(広告掲載料の納入)

第9条 第7条に規定する広告掲載決定通知書を受けた者(以下「広告主」という。)は、市長が指定する期日までに、市が発行する納入通知書により広告掲載料を一括納入しなければならない。

(広告掲載料の返納)

第10条 既納の広告掲載料は、返納しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告掲載ができなかったときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定により広告掲載料を返納するときは、当該広告掲載料の納入を受けてから返納するまでの期間に対する利息を付さないものとする。

(広告掲載の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第7条に規定する決定を取り消すことができる。

(1) 市長が指定する期日までに広告掲載料を納入しなかったとき。

(2) その他市長が特に広告掲載に支障があると認めたとき。

(広告主の責務)

第12条 広告主は、広告の内容その他の広告掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告掲載された広告に関連し、第三者からの苦情、被害救済、損害賠償等の請求等の問題が生じた場合は、広告主の責任及び負担により解決するものとする。

3 広告原稿の作成費用は、広告主の負担とする。

4 第7条の規定により受けた広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

5 事故等により広告に破損等が生じた場合は、広告主の負担において修復しなければならない。ただし、市の過失により破損等が生じた場合は、広告主と費用負担について協議するものとする。

6 広告主は、広告の表示内容等について法令等の規制がある場合は、当該法令等を遵守しなければならない。

(広告代理店への委託)

第13条 市長は、広告の募集等に係る業務を広告代理店に委託することができる。

(木更津市広告審査会)

第14条 広告掲載に関する事項を審査するため、木更津市広告審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、次に掲げる事務を所掌するものとする。

(1) 広告原稿の審査に関すること。

(2) 広告の掲載に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項

3 審査会は、委員長及び委員をもって構成する。

4 審査会の委員長は、市長公室経営改革課長の職にある者をもって充てる。

5 審査会の委員は、財務部財政課長、資産管理部財産活用課長、市民部地域共生推進課長及び教育部生涯学習課長の職にある者をもって充てる。

6 委員長に事故があるとき、又委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

7 委員長は、第4項に定める委員のほか、広告媒体及び審査する内容に関連する課等の長を、臨時の委員として加えることができる。

(会議)

第15条 審査会の会議は、委員長が必要と認めたときに招集する。

2 審査会の会議は、委員長が議長となる。

3 審査会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

4 審査会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 審査会は、必要があると認めるときは、関係者に審査会への出席を依頼し、意見又は説明を求めることができる。

6 審査会の庶務は、市長公室経営改革課において処理する。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日告示第77号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月10日告示第157号）

この告示は、平成21年6月10日から施行する。

附 則（平成22年3月31日告示第82号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月17日告示第165号）

この告示は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日告示第63号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月5日告示第300号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成31年3月28日告示第62号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日告示第91号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月28日告示第345号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和５年３月23日告示第68号）

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和６年３月13日告示第70号）

この告示は、公示の日から施行する。

別記

第1号様式（第6条第1項）

年 月 日

広 告 掲 載 申 込 書

（あて先）木更津市長

住 所

氏 名

（法人その他団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

木更津市が活用する広告媒体への広告掲載を以下のとおり申し込みます。

広告掲載希望者等	所 在 地	〒		
	ふりがな 名 称			
	ふりがな 代表者職氏名			
	ふりがな 担当者氏名			
	連絡先	TEL		
		FAX		
		Eメール		
業 種				
掲載を希望する 広告媒体の名称				
掲載を希望する位置・ 枠数・時期・回数等				
広告掲載料の希望金額				
広告の内容案		※広告原稿がある場合は、添付してください。		
そ の 他				
同 意 書				
※どちらかに○をつけてください。				
・木更津市広告掲載に関する要綱、木更津市広告掲載に関する基準その他広告関連規程を遵守します。 はい いいえ				
・木更津市が市税の納付状況調査を行うことに同意します。 はい いいえ				
住 所				
氏 名				
（署名又は記名押印）				

第2号様式（第7条第1項）

年 月 日

広 告 掲 載 決 定 通 知 書

（申込者） 様

木更津市長

年 月 日付けでお申込みいただいた広告について、木更津市広告掲載に関する要綱に基づき、下記のとおり決定しましたので通知いたします。

記

- 1 掲載をする（希望された）広告媒体の名称
- 2 掲載をする（希望された）位置、枠数、時期、回数等
- 3 掲載の可否

（1）掲載します

（広告掲載料の額： 円）

（2）掲載できません

（掲載できない理由： ）

- 4 その他

別記第 1 号様式（第 6 条第 1 項）

第 2 号様式（第 7 条第 1 項）